

第4章 循環型社会の形成推進

我が国における社会経済活動は、20世紀後半一貫して拡大基調にあり、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、相次ぐ不法投棄など深刻な社会問題を引き起こしています。

これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に根ざしたものであり、その根本的な解決を図るためには、これまでの社会経済のあり方や私たちのライフスタイルを見直さなければなりません。

こうしたことから、今、「循環型社会」の形成を推進することが、強く求められています。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、最後に適正処分をすることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とする社会です。

政府では、平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、同年5月には、循環型社会形成推進基本法のほか、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正、建設リサイクル法、食品リサイクル法及びグリーン購入法の制定と、6本の法律の整備を行いました。さらに、平成14年7月には、自動車リサイクル法を制定しました。

徳島県においても、循環型社会の形成推進を目指し、必要な組織の整備を行うとともに各種事業を積極的に展開しているところです。

私たちは、将来世代のため、私たち自身が不断の努力を積み重ね、それぞれの役割を果たしながら、総力を挙げて循環型社会に向けて取り組まなければなりません。

第1節 循環型社会の形成推進

1 対 策

- (1) 環境への負荷の少ない循環型社会の形成を推進するため、県民に対し循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会関連法の周知、啓発を行っています。
- (2) 市町村に対する県費補助金の交付等を通じて、市町村の循環型社会づくりを支援しています。
- (3) 県民、事業者、行政が一体となって環境負荷の低減に向けた取り組みを行う「とくしま環境県民会議」のクリーン・リサイクル推進部会において、環境美化やごみの減量・再生利用を推進するための事業を計画的に実施しています。
- (4) 簡易包装の推進など環境にやさしい取り組みを行う店を「エコショップ」として認定し、県民に周知を行い、ごみの減量化及び再生利用を推進しています。

平成14年度末の累計認定数 326件

2 今後の主な施策

廃棄物ゼロを目指す、ゼロエミッション構想を基本理念に据えた事業を展開し、環境関連産業の創出やその発展による地域振興を図ること等によって、徳島県における循環型社会の形成の推進を図ることを目的として、「廃棄物ゼロ社会づくり推進事業」を実施します。

(1) 廃棄物ゼロ社会づくり推進事業

ア ゼロエミッション推進事業

国連大学ゼロエミッションフォーラムに参画し情報収集等を行うとともに、各界の代表者で組織する「徳島県エコタウン東京懇話会」を開催し、全国的視点から、ゼロエミッション構想の推進、エコタウン事業の実現に向けた検討を行います。

イ とくしまエコタウン事業実施可能性調査事業

徳島県におけるエコタウン事業の実施可能性を調査するため、学識経験者、産業界、金融機関、行政機関で組織する「エコタウンプラン検討委員会」を設立し、検討を行います。

(2) 循環型社会づくり支援補助金

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的利用等について、モデル的な取り組みを積極的に行い、その成果が大いに期待できる市町村等に対し、県費補助（補助率 1 / 3）を行います。

(3) エコショップ整備事業

ごみの減量化や再生利用を行う店を「エコショップ」として知事が認定し、事業系ごみの減量化等を促進します。

(4) 循環型関連法広報啓発事業

循環型社会形成推進基本法をはじめとする関連法の広報啓発を行うことにより、県民の理解と協力を求めます。

第2節 一般廃棄物

1 ごみ

(1) 現況

県下におけるごみの排出及び処理の状況は、表2-4-1のとおりであり、ごみの排出量は高水準で推移しています。平成12年度におけるごみの総排出量は、1日当たり860.0tでそのうち市町村処理によるものは96.8%であり、自家処理は3.2%です。また1人1日当たりのごみ排出量は、1,030.0g/人・日となっています。なお、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均では1,114g/人・日（11年度実績）となっています。

一方、市町村により832.2t/日のうち、657.6t/日（79.0%）が焼却処理され、15.9t/日（1.9%）が埋立処理されています。その他の158.7t/日（19.1%）については、大部分が資源回収により、資源化されています。

次に、平成13年度末現在の県下のごみ処理施設の整備状況については、表2-4-2のとおりであり、焼却処理施設は、1,058t/日（処理能力）、粗大ごみ処理施設は、196.5t/日、資源化等施設189.1t/日です。

●表2-4-1 ごみ排出及び処理の状況

年 度		8		9		10		11		12		
人 口		840,300人		838,539人		838,963人		837,044人		835,068人		
排 出 量		t/日 804.1	% 100.0	t/日 804.7	% 100.0	t/日 836.5	% 100.0	t/日 840.3	% 100.0	t/日 860.0	% 100.0	
処 理 内 容	市 町 村 処 理	焼 却 処 理	565.0	70.2	599.5	74.5	628.7	75.2	626.0	74.5	657.6	76.5
		埋 立 処 理	60.9	7.6	40.1	5.0	36.9	4.4	37.4	4.4	15.9	1.8
		そ の 他	124.7	15.5	118.7	14.8	134.7	16.1	146.2	17.4	158.7	18.5
		計	750.6	93.3	758.3	94.2	800.3	95.7	809.6	96.3	832.2	96.8
	自 家 処 理	53.5	6.7	46.4	5.8	36.2	4.3	30.8	3.7	27.9	3.2	

数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

(2) 対 策

ア 平成10年5月に策定した「徳島県ごみ処理広域化計画」により、市町村による広域的な処理体制や処理施設の整備を推進しています。

イ ごみ減量化・再生利用を効率的に推進するため、県民、事業者等に対して積極的に広報啓発を行っています。

(3) 今後の主な施策

ア 市町及び一部事務組合のごみ焼却施設において、平成14年12月から強化される構造・維持管理基準に対応するため、ごみ焼却施設の改造工事が進められています。

また、「徳島県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村による広域的なごみ処理体制や施設整備に向け、引き続き市町村を指導します。

イ 徳島県における循環型社会の形成を推進するため、平成14年3月に策定した「徳島県廃棄物処理計画」において、県民・事業者・行政等の担うべき役割を明確に示すとともに、本計画の推進を通じて、ごみの減量化及び適正処理を推進します。

●表 2 4 2 ごみ処理施設整備状況

ごみ焼却処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力(t/日)	建設年度
徳島市	徳島市論田町元開	全連続	190	S52~54
	徳島市国府町北岩延	全連続	180	S63~H2
鳴門市	鳴門市撫養町木津	准連続	60	S53~55
小松島市	小松島市芝生町花谷	准連続	70	S56~57
勝浦町	勝浦町勝浦町棚野字奥立川	機械化バッチ	9	H3~5
石井町	名西郡石井町石井	機械化バッチ	30	S51~52
丹生谷行政組合	那賀郡上那賀町白石字炭トコ	機械化バッチ	16	H5~7
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	機械化バッチ	50	S52~53
松茂町	板野郡松茂町豊久	機械化バッチ	20	H9~10
北島町	板野郡北島町太郎八須	機械化バッチ	26	S58~59
中央広域環境施設組合	麻植郡川島町桑村字新地尻	准連続	70	S52~53
鴨島町	麻植郡鴨島町森藤	機械化バッチ	36	S57~58
美馬環境整備組合	美馬郡脇町字鴨地	准連続	72	H6~8
三好郡行政組合	三好郡池田町西山字登り尾	准連続	50	S54~55
東祖谷山村	三好郡東祖谷山村釣井	固定バッチ	3	H7
藍住町	板野郡藍住町豊吉	准連続	30	S54~55
山川町	麻植郡山川町馬見尾	機械化バッチ	13	S62~63
一字村	美馬郡一字村中横	固定バッチ	2	S63
板野町	板野郡板野町松谷カロヲト	機械化バッチ	16	S63~H元
阿南市外二町衛生組合	阿南市橋町土井崎	全連続	120	S62~H2
木屋平村	美馬郡木屋平村川上	固定バッチ	2	H6
計 18 施設 (休止中3施設を含まない)			1,058 (休止中3施設の処理能力を含まない)	

は、休止により現在は稼働していない施設

粗大ごみ処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力(t/日)	建設年度
鳴門市	鳴門市撫養町木津	破碎, 圧縮	30	S55
三好郡行政組合	三好郡池田町西山	"	15	S55
阿南市外二町衛生組合	阿南市橋町土井崎	破碎	30	S62~H2
㈱三幸クリーンサービスセンター	徳島市丈六町山根	破碎, 圧縮	43	H3
㈱三紅	徳島市飯谷町高良	"	43	H3
	小松島市田浦町前山			
丹生谷行政組合	那賀郡上那賀町白石	"	6	H5~7
美馬環境整備組合	美馬郡脇町字鴨地	"	20	H6~8
松茂町	板野郡松茂町豊久	"	9.5	H10~11
計 8 施設			196.5	

資源化等施設（前処理施設を含む）

設置者	所在地	処理方法	処理能力(t/日)	建設年度
佐那河内村	名東郡佐那河内村下字仕出	破碎，圧縮	0.5	S48
神山町	名西郡神山町阿野字南倉目	〃	4	H7
山川町	麻植郡山川町堤外	〃	4	S53
鴨島町	麻植郡鴨島町森藤西ノ鼻	圧縮	4	H5
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町大字内妻	破碎，圧縮	20	S53
阿南市外二町衛生組合	阿南市津乃峰町西分	選別，圧縮	13.7	H12
中央広域環境施設組合	麻植郡川島町大字桑村	破碎，圧縮	40	S53
三好郡行政組合	三好郡池田町登り尾	圧縮	10	H7
石井町	名西郡石井町浦庄字下浦	〃	3.9	H9
			0.5	H10
徳島市	徳島市国府町北岩延字桑原18-1	〃	30	H9～10
三好郡行政組合	三好郡池田町大利字古畑	破碎，圧縮	17	H8～11
勝浦町	勝浦郡勝浦町棚野字奥立川	〃	1	S52
丹生谷行政組合	那賀郡上那賀町白石	圧縮	0.5	H10
徳島資源リサイクルセンター(有)	阿南市上中町中原	選別，破碎	15	H12
バンドウリメイク(株)	徳島市入田町月ノ宮	〃	25	H13
計 15 施設			189.1	

2 し尿

(1) 現況

県下のし尿処理の現況は表2-4-3のとおりであり、平成12年度における衛生処理率は97.3%となっています。その内訳は、水洗化処理（下水道、浄化槽）76.6%、し尿処理施設による処理20.7%です。水洗化処理のうち88.2%は浄化槽によるものであり、残る11.8%は下水道によるものです。なお、海洋投入処分は0.3%、自家処理は2.4%となっています。海洋投入処分は、平成13年度現在も1町において行われています。

次に、平成13年度末現在の県下のし尿処理施設の整備状況は表2-4-4のとおりであり、全施設の処理能力の合計は984㎥/日です。また浄化槽は、平成13年度中に4,015基増加し当該年度末現在、県下における浄化槽設置数（設置・廃止届数による集計）は、141,118基となっています。

●表2-4-3 し尿排出及び処理の状況

年 度		8		9		10		11		12		
人 口		840,300人		839,539人		838,963人		837,044人		835,068人		
排 出 量		㎥/日 1,041.6	% 100.0	㎥/日 1,048.6	% 100.0	㎥/日 1,065.4	% 100.0	㎥/日 1,038.1	% 100.0	㎥/日 1,035.5	% 100.0	
処 理 内 容	水洗化処理	公共下水道	93.3	8.9	95.1	9.1	97.7	9.2	94.4	9.1	93.6	9.0
		し尿浄化槽	602.0	57.8	625.7	59.7	664.0	62.3	676.8	65.2	700.5	67.6
		計	695.3	66.8	720.8	68.8	761.7	71.5	771.2	74.3	794.1	76.6
	市町村処理	し尿処理施設	261.2	25.1	255.8	24.4	240.8	22.6	236.0	22.7	214.0	20.7
		下水道投入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		海洋投入	45.3	4.4	38.2	3.6	32.7	3.1	2.9	0.3	2.8	0.3
計	306.5	29.5	294.0	28.0	273.5	25.7	238.9	23.0	216.8	20.9		
自家処理	39.8	3.5	33.8	3.2	30.2	2.8	28.0	2.7	24.6	2.4		

数値は四捨五入しているため合わない場合がある。

(2) 対策

浄化槽対策としては、昭和60年10月1日浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に伴い昭和62年4月1日に指導基準（徳島県浄化槽取扱要綱）を制定し、平成9年度、10年度には一部を改正し、行政指導体制の整備を図っております。また、浄化槽の適正管理を推進するため、法定検査制度（指定検査機関による水質検査）が発足し、

検査事業は、昭和62年4月1日から実施されています。

検査実績については、表2-4-5のとおり毎年検査実施基数は増加しています。浄化槽法定検査は判定ガイドラインの導入により基準が強化されており、一層の指導に努めております。

(3) 今後の主な施策

浄化槽対策としては、法定検査体制の充実（検査員の養成）等を図る一方、浄化槽の適正な維持管理を図るため、県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

また、63年度から合併処理浄化槽設置の推進を図るため市町村が実施する、合併処理浄化槽設置整備事業に対する補助制度を設けており、平成11年度以降は全市町村において事業が実施されています。

合併処理浄化槽設置整備事業は生活排水対策として有効な事業であることから、今後とも県下全市町村において当該事業を推進し、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

●表2-4-4 し尿処理施設整備状況

設置者	所在地	処理方法	処理能力(kℓ/日)	建設年度
徳島市	徳島市論田町元開	標準脱窒素	150	S52~54
		好気性消化	120	S51~53
鳴門市	鳴門市撫養町木津	高負荷	85	H3~5
小松島市外三町村衛生組合	小松島市立江町	膜分離高負荷生物脱窒素	87	H9~11
丹生谷行政組合	那賀郡相生町大字日浦	高負荷膜	16	H3~5
海部郡衛生処理事務組合	海部郡日和佐町日和佐浦	高負荷	20	S61~62
	海部郡穴喰町大字穴喰浦	高負荷	25	S58~59
阿北環境整備組合	阿波郡市場町岸の下	標準脱窒素	100	S57~59
吉野川環境整備組合	美馬郡穴吹町三島	標準脱窒素	70	S60~62
三好郡環境衛生組合	三好郡井川町西井川	好気性消化	70	S39~40(30ℓ/日) S45(20ℓ/日) S54~55(30ℓ/日)
松茂町	板野郡松茂町豊久	好気性消化	20	S54~55
北島町	板野郡北島町中村	標準脱窒素	30	S55~56
藍住町	板野郡藍住町奥野	二段活性汚泥処理	30	S55~56
板野町	板野郡板野町吹田	標準脱窒素	20	S56~57
石井町	名西郡石井町高川原	膜分離高負荷生物脱窒素	35	H8~9
阿南市外二町衛生組合	阿南市熊谷町定方	高負荷膜分離	106	H8~10
計16施設	49市町村		984	

(参考) 浄化槽設置状況

年度	7年度まで	8	9	10	11	12	13	累計
設置数(基)	110,929	6,434	4,996	5,110	4,878	4,756	4,015	141,118

●表2-4-5 法定検査実施状況

(7条検査)

年度	8	9	10	11	12	13	
検査実施数 基(%)	6,346(100)	6,247(100)	6,103(100)	5,123(100)	4,260(100)	4,473(100)	
検査結果 基(%)	適正	3,405(53.7)	2,985(47.8)	3,185(52.2)	3,015(58.9)	2,156(50.6)	2,382(53.2)
	おおむね適正	2,793(44.0)	3,047(48.8)	2,789(45.7)	1,999(39.0)	1,962(46.1)	1,962(43.9)
	不適正	148(2.3)	215(3.4)	129(2.1)	109(2.1)	142(3.3)	129(2.9)

(11条検査)

年度	8	9	10	11	12	13	
検査実施数 基(%)	22,130(100)	25,085(100)	30,972(100)	33,506(100)	37,357(100)	38,245(100)	
検査結果 基(%)	適正	16,045(72.5)	10,192(40.6)	13,800(44.6)	11,724(35.0)	15,033(40.2)	16,481(43.1)
	おおむね適正	5,828(26.3)	11,469(45.7)	13,980(45.1)	19,059(56.9)	19,885(53.2)	19,586(51.2)
	不適正	257(1.2)	3,424(13.7)	3,192(10.3)	2,723(8.1)	2,439(6.5)	2,178(5.7)

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の現況

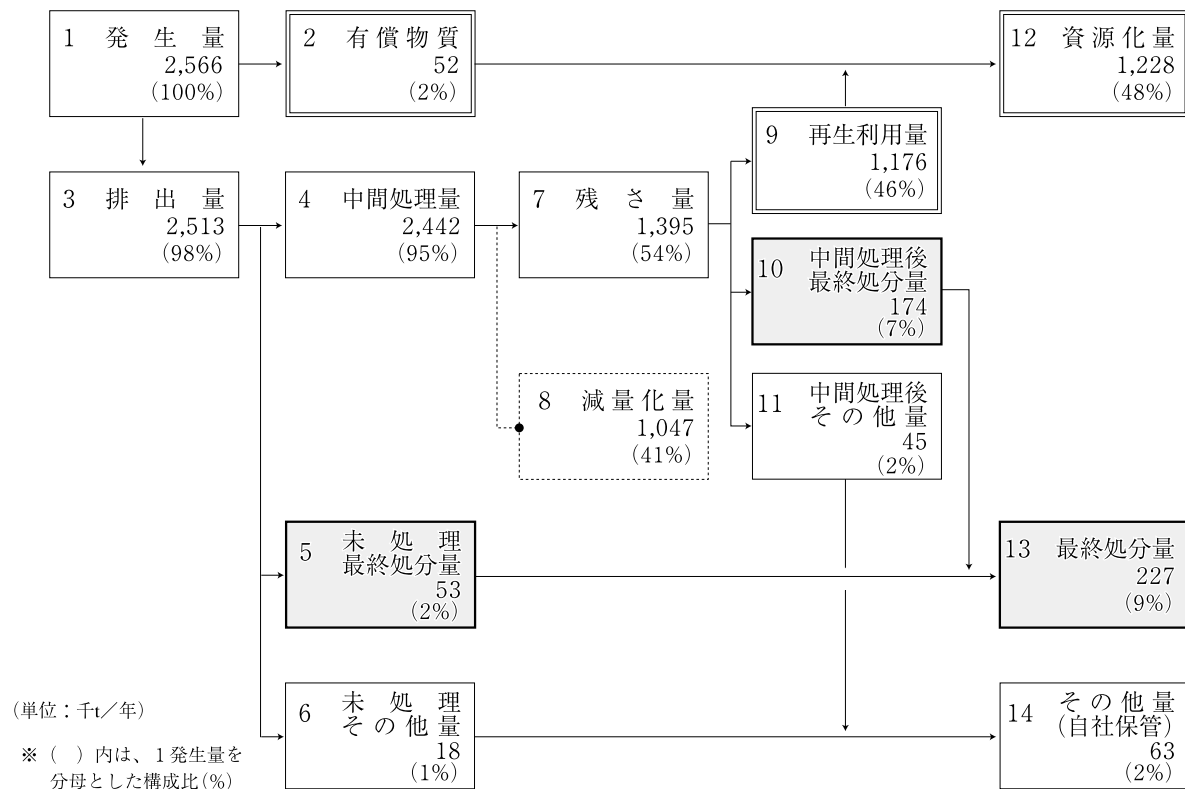
(1) 平成10年度の実態調査による産業廃棄物の総発生量は、約251万tとなっています。

種類別には、汚泥が約86万tで全体の34%を占めており、この他には動物のふん尿が約90万t(36%)、がれき類が約50万t(20%)となっています。(表2-4-6)

●表2-4-6 平成10年度産業廃棄物(種類別)発生量

廃棄物名(種類)	数量(t)	構成比(%)	廃棄物名(種類)	数量(t)	構成比(%)
燃 え 殻	12,114	0.5	ガラスくず及び陶磁器くず	12,649	0.5
汚 泥	855,977	34.1	鋳 さ い	64,344	2.6
廃 プ ラ ス チ ッ ク	26,152	1.0	が れ き 類	503,865	20.0
紙 く ず	15,752	0.6	ば い じ ん	14,602	0.6
木 く ず	45,820	1.8	動 物 の ふ ん 尿	896,600	35.7
動 植 物 性 残 さ	19,416	0.8	そ の 他	22,796	0.9
ゴ ム く ず	59	0.0			
金 属 く ず	23,057	0.9	合 計	2,513,203	

●図2-4-1 平成10年度産業廃棄物の処理状況



(2) 産業廃棄物処理業の許可業者の状況及び産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、第4項、第14条の4第1項、第4項に基づく産業廃棄物処理許可業者及び同法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の状況は次のとおりです。

ア 産業廃棄物処理業者

平成14年3月31日現在における産業廃棄物は649業者であり、このうち収集・運搬のみを行う業者は557業者と全体の約8～9割を占めています。(表2 4 7)

県内で産業廃棄物の処理を行う業者は649業者で、このうち収集・運搬のみを行う業者は557業者(86%)、収集・運搬、中間処理を行う業者は68業者(10%)、収集・運搬、最終処分を行う業者は3業者、収集・運搬、中間処理、最終処分を行う業者は5業者、中間処理のみを行う業者は13業者、最終処分のみを行う業者は3業者、中間処理、最終処分を行う業者は1業者です。

イ 産業廃棄物処理施設

平成14年3月31日現在における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表2 4 8に示すとおり全体で223施設ありますが、このうち中間処理施設が209施設、最終処分場が14施設となっています。

●表2 4 7 産業廃棄物処理業許可状況 (平成14年3月31日)

許可の種類	業者数	許可の種類	業者数
収集・運搬業	557	収集・運搬、中間処理業	68
中間処理業	13	収集・運搬、最終処分業	3
最終処分業	2	収集・運搬、中間処理、最終処分業	5
中間処理・最終処分業	1	計	649

●表2 4 8 産業廃棄物処理施設の状況

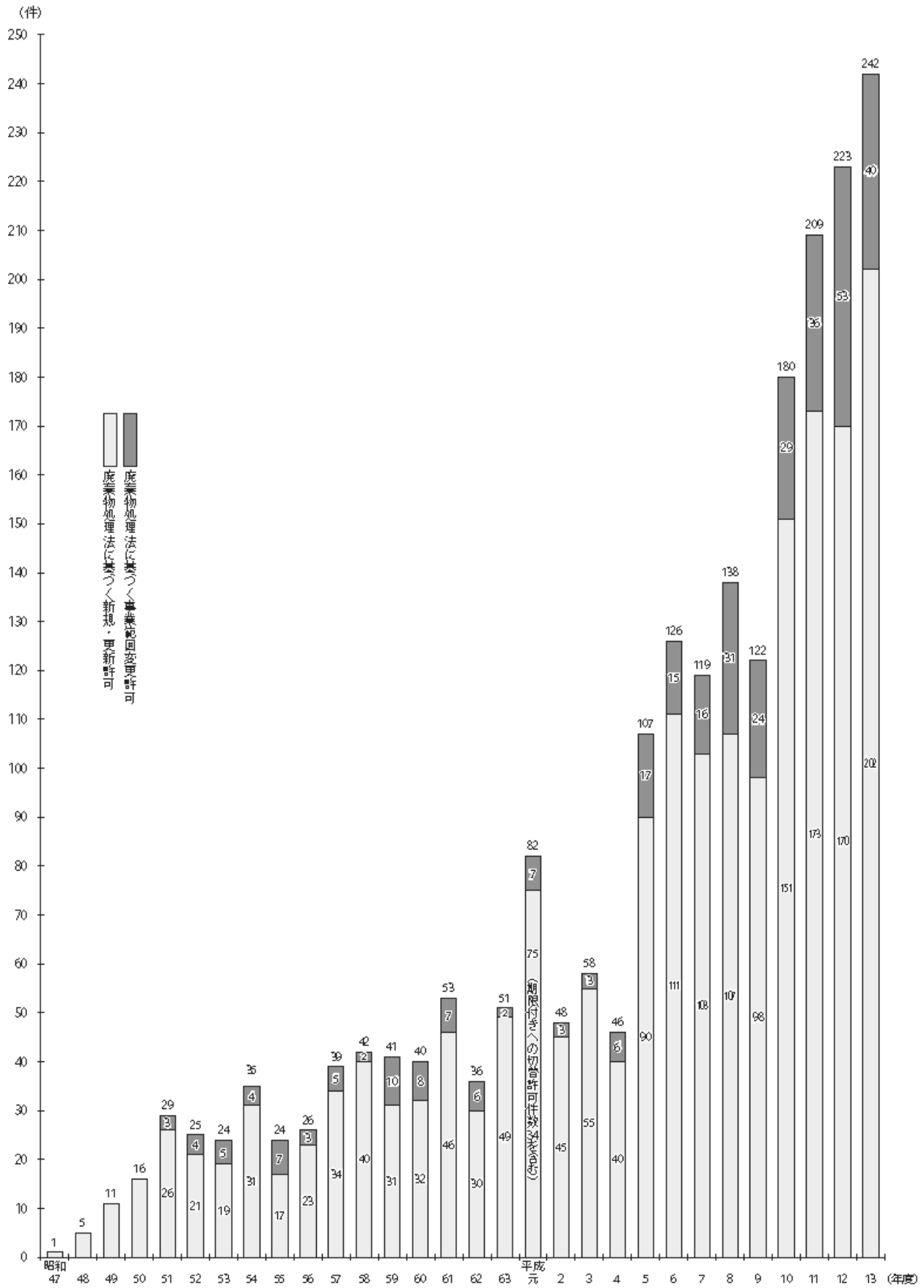
(1) 中間処理施設 (平成14年3月31日)

	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	99	11,737 m ³ /日
汚泥の乾燥施設	2	94 m ³ /日
汚泥の乾燥施設(天日)	2	400 m ³ /日
汚泥の焼却施設	7	485 m ³ /日
廃油の油水分離施設	2	32 m ³ /日
廃油の焼却施設	6	74 m ³ /日
廃酸・廃アルカリの中和施設	1	510 m ³ /日
廃プラスチック類の破碎施設	1	5.6 t/日
廃プラスチック類の焼却施設	30	1,433 t/日
がれき類の破碎施設	49	31,960.00 t/日
木くずの破碎施設	10	244.46 t/日
計	209	

(2) 最終処分場

	施設数	埋立面積(m ²)	埋立用量(m ³)
安定型処分場	11	85,358	721,068
管理型処分場	3	154,547	637,761
計	14	239,905	1,358,829

図2 4 2 年度別許可件数の推移



循環型社会

2 産業廃棄物適正処理推進対策

産業廃棄物については、排出事業者処理の原則の徹底を図り、適正処理の推進に努めるとともに、廃棄物監視員等による定期的な立入検査を行い適正処理について指導しました。

適正処理の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 排出抑制、減量化及び再生利用の促進

事業者等は、産業廃棄物の発生量及び排出量を抑制し、さらに排出された産業廃棄物については、可能な限り減量化及び再生利用を行い最終処分量の低減を図る。

(2) 適正処理の推進

ア 委託処理の適正化

排出事業者は、産業廃棄物を委託処理する場合は、廃棄物処理法で定める委託基準を厳守するほか、適正な処理費用を負担する。

イ 収集・運搬、積替え、保管の適正化

収集・運搬、積替えについては、種類や性状に応じた適切な容器を使用するとともに悪臭、騒音又は振動により周辺環境の保全に悪影響がないように適切な措置を講じる。

産業廃棄物の保管については、発生、処理処分過程での停留を最小限にし、分別を徹底し、種類や性状ごとに保管するとともに、生活環境の保全上支障の生じない施設に保管する。

ウ 中間処理の推進

最終処分量を抑制するため、中間処理においては再生利用を最優先するとともに、埋立処分を目的として中間処理を行う場合には、減量化及び減容化に努める。特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化を確実に図る。

エ 最終処分の適正化

埋立による最終処分については、大気汚染水質汚濁悪臭及び騒音等を防止するとともに埋立終了後の跡地の利用を考慮した地域環境の整備に役立つ適切な方法を用いるなど、環境保全に万全を期す。

最終処分場については、埋立終了後も埋立地からの放流水等により周辺環境への影響がなくなるまで管理する。

(3) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

減量化及び再生利用、無害化及び安定化等の処理を行う中間処理施設や最終処分場を継続的、安定的に確保するために、排出事業者及び処理業者は、既存の処理施設を有効に利用するとともに計画的かつ自主的な処理施設の整備を図る。

また、県は、排出事業者及び処理業者等の自己努力による処理施設の確保が困難になりつつある現状を踏まえ、引き続き公共関与による最終処分場の整備に努めるとともに、排出事業者等の処理施設の設置に当たっては、土地利用計画との整合性をとり、生活環境の保全を確保し、関係住民の理解に努めるよう指導し、処理施設の円滑な整備を推進する。

(4) 環境負荷の低減

産業廃棄物の処理に当たっては、可能な限り環境負荷の少ない処理技術を導入するなど周辺の環境への負荷を最小限にするよう十分な配慮を行うとともに安全かつ効率的な処理を促進する。

特に、最終処分場の設置においては、自然界と無理なく調和が図れるよう立地条件等を十分に考慮するものとする。

(5) 県民の理解と協力の確保

産業廃棄物の適正処理及び処理施設の安定的確保には、県民の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の適正処理を実践することにより県民の信頼と理解を得ることに努めなければならない。

また、県は、産業廃棄物の処理の状況、施策及び動向などの情報を県民に提供し、産業廃棄物処理に対する県民の理解と協力が得られるように努める。

(6) 特別管理産業廃棄物の処理

特別管理産業廃棄物について、爆発性等の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがないように処理、処分する。

3 今後の主な施策

産業廃棄物の適正な処理を推進するため次の事業を行います。

(1) 法及び要綱の趣旨の徹底

事業者、処理業者及び市町村等（以下「事業者等」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、徳島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「要綱等」）の趣旨の徹底を図る。

(2) 減量化、再生利用の推進

産業廃棄物の減量化、再生利用を推進するため、事業者等に対し技術研究開発を積極的に行うよう指導、助言に努める。

(3) 廃棄物処理施設の確保の促進

産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場の確保を推進するため、要綱等に基づき、事業者等に対し指導する。

(4) 事業者等に対する監視指導の強化

事業者等が要綱等に基づき、産業廃棄物を適正に処理するよう、廃棄物監視員等による定期的な立入調査等を実施し、監視指導を強化する。

(5) 関係機関との連携の強化

産業廃棄物処理業行政を推進する上で必要な事項について常に市町村関係機関と密接な連携を図る。

また、不法投棄等の不適正処理に対しては、徳島県産業廃棄物不法投棄防止連絡協議会などを通して対応する。

(6) 住民の理解と協力

産業廃棄物の処理の現状、必要性、産業廃棄物の処理に係る施設等について、県民に周知を図り、理解と協力を得るように努める。

(7) 産業廃棄物処理業者等の指導育成

（社）徳島県産業廃棄物処理協会の組織の強化や自主的な活動を指導支援するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、各種の施策を講じる。

(8) 公共関与による産業廃棄物処理事業の推進

（財）徳島県環境整備公社による沖洲流通港湾内及び橘港小勝・後戸地区の廃棄物最終処分事業を引き続き行う。

また、今後とも公有水面埋立等公共用地造成計画の中での廃棄物最終処分場の設置について検討をすすめる。

(9) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、事業者等のPCB廃棄物の保管状況を把握し、適正保管を指導する。また、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、必要な施策を講じる。